

令和6年第4回定例会会議録（第2号）

令和6年12月6日

○出席議員（24名）

1番 塩手悠太
3番 中村悟
5番 小野和美
7番 小野佳子
9番 美馬恭子
11番 安部一郎
13番 森大輔
16番 穴井宏二
18番 吉富英三郎
20番 市原隆生
22番 松川峰生
24番 山本一成

2番 石田強
4番 森裕二
6番 重松康宏
8番 日名子敦子
10番 阿部真一
12番 小野正明
14番 三重忠昭
17番 加藤信康
19番 松川章三
21番 黒木愛一郎
23番 野口哲男
25番 泉武弘

○欠席議員（1名）

15番 森山義治

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	和田健二	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	大野高之
教育部長	矢野義知	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	松屋益治郎	財政課長	河野文彦
観光課長	牧宏爾	農林水産課長	塩出政弘

高齢者福祉課長	阿 南 剛	こども部次長 兼子育て支援課長	中 西 郁 夫
都市整備課長	川 野 康 治	市長公室参事兼新湯治・ ウエルネス推進室長	松 川 幸 路
学校教育課参事	藤 内 護	上下水道局 総務課長	田 原 誠 士

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	次長兼議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	松 本 万紀子	補佐兼議事係長	甲 斐 俊 平
主 査	松 尾 麻 里	主 任	定 宗 隆一郎
事 務 員	尾 割 春 晃		

○議事日程表（第2号）

令和6年12月6日（金曜日）午前10時開議

第 1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（加藤信康） ただいまから継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 2 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。順次、発言を許可いたします。

○ 11 番（安部一郎） 自民新政会の安部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速、議題に入ります。

議第 104 号旧平尾邸の設置及び管理に関する条例の制定について質問させていただきます。

まず、この条例で何を定めようとしているのか、御説明願います。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

旧平尾邸につきましては、利活用等の可能性調査を実施しまして、歴史的価値が十分にあると判断し寄附を受けたものであり、今後、文化財登録も目指して取り組んでまいります。

その上で、本条例では歴史的建築物であるこの平尾邸を観光拠点及び地域拠点として保存・活用することにより、国内外から訪れる人々をもてなし、このまちの新しい観光の形を築くという設置目的を定めております。

また、事業としまして、迎賓館に関する事業、観光拠点としての活用に関する事業、地域拠点としての活用に関する事業、歴史的建築物での宿泊に関する事業、その他この条例の目的に資する事業ということを定めております。そのほか、使用の許可、取消しに関すること、指定管理者による管理に関すること、利用の承認、制限、取消し等のほか、損害賠償等について定めております。

○ 11 番（安部一郎） 今後の利活用について、誰がどのように決めていくか教えてください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

旧平尾邸の利活用につきましては、「平尾邸利活用方針検討委員会」を設置して検討を行っていただきました。委員会には、学識経験者、観光関係者、地域団体、建築等の専門家の方々など 9 名で構成されておまして、11 月 12 日に「平尾邸利活用に関する提言」が提出されました。この提言を踏まえて、今後、市として事業性等も含めて検討してまいりたいと考えております。

○ 11 番（安部一郎） 一部の有識者の知識だけではなくて、広く市民に、パブリックコメント等とか、いろんな手法があると思いますので、もっと利活用について市民に問いかけてみてはどうですか、いかがでしょう。

○議長（加藤信康） 答えありますか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

基本的には検討委員会の中で様々な角度で意見を出していただいておりますので、それに基づき進めてまいりたいと考えております。

○ 11 番（安部一郎） 管理運営方法についてどのように考えていますか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

平尾邸の寄附を受けた後、各地の歴史的建築物を活用した事例等を調査、視察等を行いました。その中では指定管理者方式であったり、P F I 方式など様々な手法が取られております。

別府市としましては、民間のノウハウを生かし、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するとともに、経費の節減を図るため指定管理者制度の適用を前提に進めていきたいと考えております。

○ 11 番（安部一郎） 民間活力を利用して提言を受けて、最終的には別府市が決定するとい

うことですが、このすばらしい建物が維持管理においてお荷物にならないように、有効利活用に努めていただきたいと思います。

次の質問に参ります。

次の質問は、議第 128 号退職金手当返納命令処分に対する審査請求に関する諮問について質問いたします。

この審査請求の流れを説明してください。

○上下水道局総務課長（田原誠士） お答えいたします。

本件の経緯につきましてですけれども、令和 5 年 8 月 31 日付で上下水道局が発出いたしました退職手当返納命令処分に対しまして、同年 10 月 31 日に処分を受けた元市職員から処分の取消しを求めて審査請求がされております。元市職員と上下水道局の主張を審理するために、審査庁から指名された審理員は、元市職員と上下水道局に対しまして書面等の提出を求め、審理手続を行った上で、審査庁がすべき裁決についての意見書を審査庁に提出しております。今後、審査庁は元市職員に対しまして裁決を行うこととなりますが、裁決を行うに当たりましては、地方自治法の第 206 条第 2 項に、議会へ諮問することが定められておりますので、本議案を提出しております。

○11 番（安部一郎） 議会が答申を出して、審査庁（市長）が判断をし、審査請求人に裁決をするということですね。そして、請求人が改めてそこでまた裁判を打つかどうかということの流れかと思います。本当に非常に長丁場になると思いますが、しっかりとした対応を今後もよろしくお願ひしたいと思います。

次に、議第 99 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算のうち、新湯治・ウェルネス推進に要する経費について質問いたします。

まず、この事業のタイムスケジュールを教えてくださいと思います。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路） お答えいたします。

今回、補正予算を計上しております基本計画策定業務につきましては、策定までに議決を経て、おおむね 1 年程度の期間がかかることを見込んでおり、これは全員協議会でも御説明させていただきましたが、その後につきましては基本計画の中で事業手法の検討を行います。この事業手法が定まり、その後のスケジュールというものが明らかになってくるというふうに考えております。

○11 番（安部一郎） 今回僕が問題にしてるのは、記者会見、議会にもそうですけど、実際拠点の基本構造デザインというのを 3 枚の図表で発表したと思います。それを見た市民の多くの方は、単なる大型入浴施設を造ってるのではないか、また温泉の掘削をするのではないかという誤解が生まれているようです。別府市が何を中心に造るのか、もう一度説明していただけますか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路） お答えいたします。

まず、10 月 10 日の記者会見におきましては、新湯治・ウェルネスの研究・実践拠点施設の設置場所を扇山のふもと、扇山ゴルフ場の山側に決定したということを発表させていただきました。発表の際にお見せいたしました基本構想デザインにつきましては、あくまでも当該地の特性を生かした自然と一体となったイメージデザインということであり、場所だけの発表をいたしましても、いわゆるお話を聞いただけでも研究・実践拠点のイメージがしにくいと思ひまして製作したもので、必ずしもこのとおりの施設が設置されるとは限らないということを御説明した上で公表したところでございます。研究・実践拠点施設の設置については、今後基本計画の策定などをスタートとしまして、段階を踏みながら進めてまいりたいと思ひます。

また、温泉の関係についてでございますけど、これも発表させていただきましたけれども、今ある泉源やお湯を活用させていくということを御説明させていただいておりますし、

ブルーラグーン構想とも違うというふうな御説明は丁寧にさせていただいております。

- 11 番（安部一郎） 今後も、この基本計画をつくるに当たり、丁寧な説明を果たしていただきたいと思います。

次の質問に参ります。

アドバイザーの役割について教えてください。

- 市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路） お答えいたします。

役割につきましては大きく2つ想定しております。一つは現段階において収集しておりますデータ、データ解析により得られましたエビデンスをどのように今後反映、活用させていくかというところと、もう一つは基本計画策定におきましてラゴ機能、ソフト機能の部分ですけれども、その部分へのアドバイスをいただくように考えております。

- 11 番（安部一郎） 今回のこの事案について、市長提案理由の中に、別府市は既に温泉、宿泊施設、飲食店が充実しています。民業を圧迫することなく施設整備を構築していただきたいと思います。より地域が潤うための、連携して市民、市全体で戦略に取り組むということなので、期待しています。もしそういう附帯設備を造るなら、競合しない中途半端なものを造るのはやめていただきたいと思います。市民の健康増進、市内の事業者が稼げる機能をつくっていただきたいと思います。20年先まで存在するもの、決して別府市のお荷物にならないものをつくっていききたいと思います。

本日は議案質疑ということなので、この程度にとどめますが、関連法令の遵守、地域経済の効果、基礎工事、排水、温泉、水等インフラ整備等の別府市の負担についてと、費用等効果については一般質問のほうでやらせていただきたいと思います。

次の質問に参ります。

道路については議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算のうちの台風被害の整備事業について質問いたします。

今回の8月の台風10号により、志高湖、神楽女湖、おじか周辺は甚大な被害を受けています。道路は何とか通行できるようになっていますが、舗装が傷んで、凸凹になっている箇所があります。観光客など歩行者も多く、一部、湯けむり健康マラソンのコースも損傷しています。早期に舗装復旧を行う必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

- 都市整備課長（川野康治） お答えします。

8月に発生した台風10号の影響により、志高湖を含めた棚林周辺では大規模な土砂災害が発生しました。早急に土砂撤去を行い、通行を確保することはできましたが、舗装が破損している状況は把握をしております。今回の災害復旧補正予算により早期発注、早期復旧を目指して事業を進めてまいります。

- 11 番（安部一郎） 私が言うまでもなく、もし何かあれば別府市が損害賠償の対象になるかと思うので、的確で早い対応をよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

- 7 番（小野佳子） 公明党の小野佳子です。議案についての質疑をさせていただきます。

まず初めに、議第99号一般会計補正予算、予算書43ページの0699、災害復旧に要する経費の追加額についてでございます。

今年8月の台風10号は、報道されているように山間部を中心に、建物、道路、河川、農地などでの被害が多く、農林水産業にとっても甚大な被害を受けたと感じております。今回災害復旧に要する経費を計上しておりますが、その内容について教えてください。

- 農林水産課長（塩出政弘） お答えいたします。

台風10号の災害復旧につきましては、被災箇所の緊急土砂撤去工事や、水路の応急復旧を行い、現在早期復旧を行うための測量設計を実施しているところでございます。今回

の補正予算につきましては、測量設計後の本復旧に向けた工事費用、ハウス等の復旧に対する補助金等を計上するものでございます。

- 7番（小野佳子） 今回の災害現場には、私も現地に何度か行かせていただきました。農地やハウスの被害を確認していく中で、状況を見るにつけ、言葉のかけようがないほど大きな被害を受けており、農業者もかなりのショックを受けているようです。農地とハウス両方の被害を受けている農業者もいらっしゃいます。

今後、農業を継続していき、別府産の農作物を市民や観光客に提供していくためにも、ハウス等の農業用施設の復旧も重要な課題となると思いますが、今回の台風10号によるハウスの被害について説明してください。

- 農林水産課長（塩出政弘） お答えいたします。

ハウスの被害につきましては、古賀原・浜脇地区を中心に20件の被害となっております。被害状況につきましては、大雨によるハウスの土台となる農地崩壊や強風などを原因として、ハウス内への土砂流入、ハウスの骨組みの歪曲、ビニールの破損等の被害が発生しております。

- 7番（小野佳子） ハウスの復旧については、いつ頃農業者が使用できるようになるのか、また、ハウス復旧に係る農業者負担はどの程度なのか、そのほかの農業者に対する支援策があれば教えてください。

- 農林水産課長（塩出政弘） お答えいたします。

ハウスの復旧につきましては、農林水産業施設等復旧支援事業費補助金により対応していくことになります。復旧時期や農業者負担につきましては、ハウスの土台となる農地が崩壊している複数、複合的な災害もあり、災害の状況等により異なりますので、農業者の負担額、復旧終了の目安などは、被災された農業者ごとに説明をしていきたいと考えております。

また、次の作付に向けた意欲を喚起する意味でも、種や苗の購入費用や土づくりに関する資材の助成も出荷者団体とともに準備をしております。今後も引き続き、農業者に寄り添いながら、迅速な復旧に努めたいと考えております。

- 7番（小野佳子） ありがとうございます。被害農地は、現在査定中で結果が出てからの復旧作業となり、開始時期は被害状況に応じて異なるとのことでしたが、農業者の方々は、今回の被害では皆さん心を痛めて、つらく苦しい思いしながら、それでも好きな仕事だからと日々農業に携わっております。被害発生時から担当課長をはじめ、職員の方々が何度も何度も足を運び、寄り添い、対応していただいたことも伺っております。一番の支援となっていると思いますし、感謝の言葉も皆様から聞いております。復旧作業の時期が遅くなれば、さらに負担も大きくなってくると思います。心身的な負担も大きいかと思うので、一日も早く迅速に支援の手が届き、今後の農林水産業に向けての新たなスタートとなるように、さらに寄り添っていただき、農業者の大きな力となる支援・助成を何とぞよろしくお願いいたします。

この項目は以上です。

次に、議第104号旧平尾邸の設置及び管理に関する条例の制定についてです。

安部議員の質問と一部重なるかと思いますが、細かく質問させていただきます。別府市の浜脇にある、大正6年に竣工した木造2階建ての洋館のゲストハウス及び明治期に建築されたとされる和室を併せ持つ平尾邸が、今年5月に別府市の財産として活用してほしいと市に寄附されました。

この平尾邸は、別府銀行の初代頭取を務めた平尾謙平氏がかつてゲストハウスとして使用していた建物とのことです。平尾氏は、別府市制施行前に3期にわたり、別府町会議員を務めました。その後、別府銀行の初頭取となり、ゲストハウスとして使用していた時期

は、別府が温泉観光都市として大きく発展を遂げた同時期であり、別府市の歴史に残る人物でもある、別府観光の父とも呼ばれる油屋熊八氏が活躍した同じ時期に、銀行業を通じて別府の発展に寄与した方でもあり、油屋熊八氏との交流もあったとされております。この歴史的価値のある建物が別府市に寄附されたということは、別府市においてもとても重要なことであり、別府市民として大正ロマンを感じる建物に期待もあり、魅了されます。

これまでに、先ほどの質問の中の回答で、3回の平尾邸利活用方針検討委員会が9名の委員で開催されておりました。様々な御意見があったと伺っております。

そこで、条例第3条では、事業として、迎賓館、観光拠点、地域拠点、歴史的建造物での宿泊等が定められていますが、具体的に取組を行うものが決まっていますでしょうか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

検討委員会の提言を受けまして、まずは平尾邸の本来の機能である迎賓館機能を基本に、インバウンドを含めた観光客の拠点としての機能、また南部地域を中心とした地域振興拠点としての機能を備えたものと考えております。

さらには歴史的建築物を生かした、特徴あるコンテンツとして宿泊体験ができる機能も備えたいと考えておりますが、具体的には今後、指定管理者制度を導入する中で、事業性も含めて検討してまいりたいと考えております。

○7番（小野佳子） 第4条では、使用許可に関する定めがありますが、どのような方を対象に使用許可をする予定でしょうか、お答えください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

先ほど答弁しましたように、提言書の中では大きく観光拠点、それから地域拠点としての活用というものが提言されており、先ほど申しました迎賓館的なレセプション機能、宿泊機能、市民や観光客が気軽に立ち寄れる飲食提供機能などが想定されております。

また、地域拠点としては、観光地域情報や物産発信機能、施設や庭園の貸出しなど、地域振興に寄与するものが想定されております。具体的にはこれから検討ということになりますが、これらを利用する全ての市民、観光客を想定しております。

○7番（小野佳子） ありがとうございます。指定管理に関しましても、民間のノウハウを生かしながら多様化する住民のニーズに効果的に対応するという、また経費の節減を図るため、指定管理制度の適用を前提に進めていくということを打合せの中でお伺いしました。

先ほどまで住まいとして利用されていたということですが、今後利用に当たり、改修整備が必要になってくると思いますが、予算や開設時期などスケジュールはどうなっておりますでしょうか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

今後長期間放置することで、さらに建物の老朽化が進行するおそれがあるということから、本議会にて設置条例が可決されましたら、具体的に指定管理者制度導入に向けて進めてまいりたいと考えております。その中で、スケジュールについてはまた検討してまいりたいと考えております。

予算につきましても、検討委員会の提言を踏まえて具体的な試算を行っていく予定です。また、財源につきましても、国の補助金等も含めて検討してまいりたいと考えております。

○7番（小野佳子） 長野市長も、別府市のこれまでの100年の歴史を踏まえ、次の100年の歴史をつくる上でも重要であり、観光客向けの集客施設や、会議場、迎賓館など観光まちづくりの拠点として整備をしていきたいとのコメントを発信しておりました。私が聞く中で、結婚式の前撮りに活用したいとか、記念写真の撮影に利用したいという声もたくさん聞いております。浜脇南部地区の活性化に大きな影響を与える今回の旧平尾邸の利活用は、地域にとっても喜ばしいことですし、関心もとても大きいです。御提供いただいた

平尾家の思いにもしっかりとお応えできるよう、歴史的建造物が今回の利活用を契機に、地域活性化、経済に大きな役割を果たせるよう、第一に市民が喜べる活用をさらに検討して進めていただきたいと思います。開設を心より楽しみにしております。

以上で質問を終わります。

- 4番（森 裕二） 4番議員の森裕二です。ビーワンベっぷ会派を代表して議案質疑を行わせていただきます。

まず、議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）児童福祉施設設備に要する経費についてお聞きをします。

これは中央保育所を増築するための実施設計等委託料とのことでございますが、今回増築することになった理由等、内容についてお聞かせください。

- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

今年3月に策定した別府市就学前教育・保育ビジョンで、市立幼稚園が7園閉園になることが決定し、市内の保育施設において、5歳児の受皿を確保する必要があること、また、市立保育所の役割として、支援の必要な児童の預かりを率先していることなどの理由で、保育室の確保が急務となったことから増築することになりました。

工事内容でございますが、園庭部分に平家の1教室分を別棟として新たに建てるものです。増築する部分の保育室の屋上につきましては、安全性を確保し、子どもたちが遊べるスペースとして活用する計画でございます。

- 4番（森 裕二） 就学前教育・保育ビジョンによる市立幼稚園の閉園に伴う5歳児の受皿の確保のため、また、支援が必要な子どもたちを私立の施設の負担軽減のため、率先して市立保育園で受け入れているため、今回の増築をしなければいけないということのようでございます。

今回の増築に伴い、保育所自体の定員というのは増加をするのでしょうか。

- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

中央保育所の定員は現在90名であり、現在4歳児と5歳児を同じ教室で保育しております。定員につきましてはこれまでから増やさずに、5歳児クラスを独立した形で小学校入学に向けた架け橋プログラムの実践などを行ってまいります。

- 4番（森 裕二） 現在の定員は90名、それはそのまま、同じ教室で保育をしている4歳児と5歳児を別教室で独立させて保育を行うということです。

では、5歳児を受け入れることで、5歳児自体が増加をしたとしても、少子化による4歳児以下の子どもたちの減少により、定員増はしなくても大丈夫だというふうに認識をされているということなんだろうというふうに、私も理解をさせていただきました。

では、最初の答弁の中で、既存の施設を増築をするのではなく、園庭部分に新たに平家を建て、1教室分を別棟で増築する計画とのことでございましたが、園庭に建物を建てることで、これまでの保育環境に何らかの影響が出るのではないかというふうにも懸念しております。特に、運動会などはその影響を大きく受けるのではないかというふうに感じておりますが、そういった影響はないのでしょうか。

- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

現在行われている園庭活動の内容は変わるかもしれませんが、増築を考えております保育室の屋上部分も遊べるスペースとして活用いたします。また、おひさまパーク北側の多目的スペースもこれまでどおり活動することができます。

また、運動会についてでございますが、今年は南小学校の体育館をお借りして実施しました。天候の影響も受けず、計画的な運用が見込め、また保護者も予定を立てやすいというメリットがあることから、次年度以降も継続できればと考えております。

- 4番（森 裕二） 特に運動会等影響がないということが分かりまして、安心をさせてい

ただきました。

また、先ほど運動会は小学校の体育館で行うというのはすごくいいアイデアだなというふうに感じました。市内の学校の体育館は冷暖房完備でございますので、天候も熱中症なども気にせずに計画的にできるので、私はもうメリットしかないんじゃないのかなというふうに思います。ぜひ、今後も続けていただきたいというふうに思います。

それから、増築した保育所の屋上部分も、子どもたちの遊びのスペースとして活用するということですが、子どもたちは高いところに登るのが大好きでございますので、きっと大人気のスペースになるだろうというふうに思います。ただ、それだけに安全対策はしっかりと行っていただき、子どもたちが事故のないように最大限の配慮をお願いしたいというふうに思います。

では、中央保育所が入るおひさまパークは、旧南小学校跡地に、令和3年の3月29日に落成されて約4年しかたっていない新しい施設でございます。それにもかかわらず、今回増築をしなければいけない事態となっているわけでございます。はっきり言って、想定が甘いというふうな指摘をされても仕方がないという部分があるのではないかというふうに思いますが、施設の建設時に増築しなくても済むような想定というのはできなかったのでしょうか。市のお考えをお聞きます。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

おひさまパークのオープンは令和3年4月からということでございますが、その計画そのものはさらに前の段階で決定しておりました。また就学前教育・保育ビジョンはオープンの後に決定いたしましたので、ビジョン決定の際については、現状のおひさまパークの施設をどうしていくべきかをベースに議論してまいったところでございます。

さらに、冒頭でも御説明しました支援の必要な子どもさんの受入れが急速に増大しているというような状況もあり、今回の増築計画になったことについて御理解いただきたいと思います。

○4番（森 裕二） 確かに保育施設というのは、子どもが生まれてからすぐにお世話になる施設でございますので、既に4年たっていれば状況が変わるというのもよく分かりますし、計画段階から考えれば、今の5歳児ですら生まれていないので、出生率がどうなるかというのは予想はできても、正確に把握することは難しいことを考えると、想定できなかったというのも仕方がないということで理解できなくはありません。

また財政状況等も考えてみますと、必要以上に大きな施設も建設はできませんから、またその時々合ったベストな政策を行っていくとする姿勢は評価できるというふうに考えております。これからも、誰一人取りこぼすことのないように、こどもまんなか社会の実現に向けて頑張っていただきたいというふうに思います。

次に、スポーツ推進に要する経費の追加額についてお聞きをしていきたいというふうに思います。

今回、負担金補助及び交付金のうち、別府市中学校体育連盟補助金として248万7,000円の増額補正を計上されておりますが、この経費が追加された理由についてお聞かせください。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

全国中学校体育大会が、昨年度は四国で開催されましたが、今年度は東北、北信越ブロックの新潟、石川、福井会場で開催されたことから、補助金の不足額について増額補正を計上いたしました。

○4番（森 裕二） 今回、中体連の全国大会に、開催に伴う増額であり、昨年の四国大会と比べ距離的にも遠くなったため、増加の必要があったということのようです。開催地は事前に把握できていたとしても、実際に何人全国大会に出場するかまでは予想しにくいと

ころではあるので、増額の理由については理解ができました。

では、この補助金の支給要件と対象者についてお聞かせください。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

「別府市中学校全国大会等出場費補助金交付要綱」に基づき、全国中学校体育大会、九州中学校体育大会、大分県中学校総合体育大会、大分県中学校駅伝競走大会への交通費及び宿泊費を交付しております。交通費につきましては、参加生徒1人につき、最も経済的かつ効果的な経路及び交通手段による運賃、宿泊費につきましては、全国中学校体育大会は3泊まで、九州中学校体育大会は2泊までの実費額。ただし、1泊当たり8,000円を上限としております。

交付対象は、別府市中学校体育連盟に加盟する中学校に在学し、かつ、別府市内に住所を有する生徒であります。

○4番（森 裕二） 交通費については、最低限の範囲ではありますが全額を交付されるということです。また宿泊費は、全国大会は上限3泊、九州大会は2泊までですが、1泊当たり8,000円を上限に交付される、また、対象者は別府市内に住所を有する生徒のみということのようです。

この「別府市中学校全国大会等出場費補助金交付要綱」を見ますと、全国大会だけではなく、先ほどの答弁にもありましたように九州大会や県大会等にも補助金が交付されるということで、交通費も最低限ながら全額交付されるようすし、宿泊費も上限つきとはいえ交付をされます。しかし、宿泊費のところについては、最近の物価高騰を考えますと8,000円が適正かどうかというところは疑問なところもございますが、ただこの事業は補助金ということでございますので、全額交付しなければいけないものでもないのかなというふうに考えておりますので、他の補助金等と比べましても非常に充実はしているなというふうに感じております。別府市のスポーツ推進の観点からはもちろん、中学生、またその親からしても非常にありがたい制度だというふうに感じております。しかし、中体連以外の大会での全国、九州大会への保護者の負担がまだまだ大きいということのようですので、そちらについても今後調査研究をしていただきたいというふうに思っております。

では次に、議第103号別府市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例及び別府市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、お聞きをしていきたいというふうに思います。

議題が非常に長いものですから、聞いてるだけでは何のことか分かりにくいんじゃないかなというふうに思います。簡単に説明すると、地域包括支援センターや介護予防支援についての国の基準が変更されたことに伴う条例の一部改正という内容でございますが、具体的にこの条例の改正内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

今回の改正につきましては、議員が申しましたとおり、地域包括支援センターの人材確保が困難となっている実情を踏まえまして国が改正したことございまして、市もこれに準じたものでございます。

改正内容につきましては2つございます。一つが現状の3職種、いわゆる主任ケアマネ、社会福祉士、保健師、またはそれに準ずる者からなります配置を原則としつつも、これまで3職種の常勤配置が必要であったところを、運営協議会が必要と認めるときは、常勤ではない複数の職員による勤務につきまして、一定条件はございますけれども、常勤換算されることとなります。

もう一つが、センターの運営協議会が認めた場合においてですけれども、複数の地域包括支援センターを1つの区域として当該複数のセンターに配置すべき3職種の常勤職員数の合計数が満たされていれば、こちらの一部条件はございますが、それぞれの配置基準を満

たすものとするものでございます。

- 4番（森 裕二） ありがとうございます。地域包括支援センターの人材確保が困難ということで、配置基準の見直しが行われるということのようです。これまで、ケアマネ、社会福祉士、保健師の3職種が常勤でなければいけなかったものが、条件つきではありますが、パートなどの非正規でもこれに代えることができる。また、これまで1つの地域包括支援センターに3職種常勤が必須であったものが、条件を満たせば複数の地域包括支援センターにまたがっても配置基準を満たすことができることになるということのようです。

では、この別府市において、この改正によるメリットというのはどういったことが考えられますか。

- 高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

これまで3職種について常勤が必須でしたものですから、それが満たされない場合は、運営に係る費用から減算されておりました。本改正に伴いまして、勤務延べ時間数が満たせば、フルタイムでは勤務できない方を複数人雇用して対応するといったことも可能になりますので、運営側としましては雇用が今までよりも楽になると思われそうですし、減算のリスクも少なくなるものと考えております。

- 4番（森 裕二） 運営側としては、今回の条例改正により、配置基準が緩和されることで、運営費用が減算、減額されるリスクが減るということでございます。運営側のメリットとしては人材確保が難しくなりつつある中で、非常にありがたい制度改正になりそうだなというふうな印象を持ちましたが、雇用側だけではなく、働く側としても、これまで常勤勤務しかできなかったものが、非常勤勤務もできるということで、選択肢が増えるというメリットが生まれるというふうに思います。

そういった意味でも、今回の条例改正は、運営側だけではなく、広く市民へも広報する必要があるのではないかとこのように考えますが、市民に対しての広報という観点ではどのように考え、今後広報される予定でしょうか。

- 高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

実際どういった雇用方法で採用するかにつきましては、地域包括支援センターを運営する社会福祉法人等が判断するところではございますが、現在雇用確保が難しいとの声もございまして、市の公式ホームページや市報などにおいても、公募のお知らせを別府市もしているところでございますので、今後とも状況に応じて雇用についての広報に努めてまいりたいと考えております。

- 4番（森 裕二） 雇用の確保が難しいからこそ、運営側だけではなく、3職種であるケアマネ、社会福祉士、そして最も雇用の確保が難しいとされる保健師にも多様な働き方ができることを広報することで、より人が集まりやすい環境整備ができるものというふうに考えます。市のホームページや市報だけではなく、LINEなどのSNS、3職種を養成する教育機関などにもしっかりと広報する必要があると思いますので、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、議第104号旧平尾邸の設置及び管理に関する条例の制定についてお聞きをしたいと思います。

この項に関しましては、既に前のお二人からの質問で理解させていただいたところもございまして、私からも何点か質問をしていきたいというふうに思います。

まず、施設の管理のところでございますが、今回は直営ではなく指定管理で行うというような答弁を先ほどからされておりますので、そこに関してはよく分かりました。では、この指定管理者の選定基準というものについてはどうなっていますか。

- 観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

指定管理者の選定につきましては、「別府市指定管理者制度運用ガイドライン」に基づ

いて、今後検討してまいりたいと考えております。

- 4番（森 裕二）ありがとうございます。また、あれだけの歴史的建造物でございますから、莫大な維持管理費が今後、市の財政負担になってくるのではないかというふうに感じます。これについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

- 観光課長（牧 宏爾） 答えいたします。

検討委員会の提言を踏まえて、今後具体的な試算について行ってまいりたいと考えております。

- 4番（森 裕二）今のここの維持管理費のところについては、私が最も懸念をするところでございますので、早めに試算をしていただき、できるだけ市の財政負担がかからない方法というのを模索をしていただきたいというふうに思います。

また、市民からの要望で、旧平尾邸の中にお茶室を設置してはどうかという御意見も私のほうには届いておりますので、私も先ほどから意見が出ているように、多くの市民から意見聴取を行うというのは非常に大事ではないかなというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

では、この条例の目的に、大正時代に建築された歴史的建造物である旧平尾邸を観光拠点及び地域拠点として保存・活用することにより、国内外から訪れる人々をもてなし、このまちの新しい観光の形を築くため必要な事項を定めるというふうにあります。では、この新しい観光の形を築くといったものは一体どういったものになるのか、お聞かせください。

- 観光課長（牧 宏爾） 答えいたします。

今回寄附を受けました、旧平尾邸がある南部地域には文化的な資源が多く存在しており、非常に潜在価値の高い地域だと考えております。旧平尾邸は、別府の黎明期に造られた歴史的建築物というだけではなく、インバウンドを含めた観光客の拠点施設であり、南部地域を回遊するための重要なコンテンツになり得ると考えております。別府市には、別府の近代化を象徴する多くの歴史的建築物がありましたが、これまでにその多くが解体され、十分に生かされてこなかったということもございます。

そういった意味では、歴史的建築物を核とした、別府にはこれまでなかった新しい形の観光振興を図っていききたいと考えております。

- 4番（森 裕二）今の答弁にもあったように、別府市にはこれまで赤銅御殿や中山別荘、麻生別荘など別府の別荘文化の象徴とも言えるような歴史的な建物が姿を消していております。今となってみれば非常にもったいないことをしたなど、そういうふうを考える人も少なくないというふうに思います。旧平尾邸がある南部地区は、別府の中心として栄えた地区で、魅力的なまちでございますが、現在の南部地区は、観光の目玉となるようなものも少ないため、旧平尾邸が南部地区にある東別府駅、糸永家住宅などの歴史的建造物を回遊するための中核施設となり得るものだとも感じております。

また、別府の伝統工芸である竹細工や植植細工、近代の芸術家が集まる清島アパートも同じ地区でございますので、これらとコラボするのもよいのではないかなというふうに考えます。ぜひ、これまで実現しなかった歴史的建造物を中心とした新しい観光の形を築いていただき、観光はもちろん、南部地域の発展のためにも有効な形を模索していただき、よりよいまちづくりへとつなげていっていただきたいというふうに思います。

これで、私からの議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（加藤信康）議長より、会議規則第55条第3項では、議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べることをできないとされております。質疑は疑問点を正すにとどめるというふうになっておりますので、あわせて、また一般質問と議案質疑を区別している以上、質疑は議案の疑義解明を主としていただきたいと思います。

○ 25 番（泉 武弘） 新湯治・ウェルネスの経費について、何点かお伺いいたします。

私、この付託された常任委員会の所属委員ですが、常任委員会に市長が出席されませんので、この委員会審議にどうしても市長にお尋ねしておかなきゃいけない問題点がありますので、あえて議案質疑でさせていただきます。

この新湯治・ウェルネスの問題は、私ももう一回振り返ってみなきゃいけないのは、令和 6 年度の当初議会において、議員全員がこの予算に賛成をして今回に至っているということなんですね。令和 6 年度当初議会でこのようになってます。事業の目的は新湯治・ウェルネスを産業化し、経済波及効果を市全域に広げるため、医療・美容・健康をテーマに温泉効能を科学的根拠で示し、別府ならではの特別な体験を提供するという、別府市のよさを全て活用した新しい長期滞在型の観光を目指す、これが 1 点目ですね。

そして 2 点目に、新湯治・ウェルネスの産業化に向けた将来ビジョン、当該産業を支える人材の育成ということで約 2,000 万円の予算が全員一致で実は賛成をされて、今日の基本構想ということにつながってきてます。

ここだけしっかり押さえた上でお尋ねしますが、市長が約小一時間にわたってこの問題を説明を記者会見で説明をされました。その後、いろんな市民の皆さん方から、このウェルネスって何、ウェルネス・ツーリズムって何ですか、財源どうすんですか等の問合せがありました。そして、もう全然、これまた利権じゃないかとか箱物じゃないかという、もう先入観を持ってる方も随分おられました。観光消費額 800 億円が人口減少で今後減少に向かうことを危惧されるんです。だから長期滞在を目標にしたこの仕掛けなんですよということを詳しく話すと、あ、そうだったのかというような理解をしている方が随分おられました。

そこで市長ね、あえてお聞きするんですが、あなたが記者会見をしてからその後、市民の皆さん方からどういう御意見が市長の下に届いてるのか。それから私一番知りたいのは、市長は記者会見でプレーヤーという言葉を使いました、事業参加者ですね。こういう方々のアクションというんですか、この新湯治に対するアクションはどういうのがあったのか。それからもう一つ、非常に私は期待してる、保険適用の問題ですね。これはどうなのか、ここだけ、市長は常任委員会にいませんから、市長の答弁を踏まえ、いただいて、常任委員会で議論したいと思いますので、できる範囲で答弁していただだけませんか。

○市長（長野恭紘） では、お答えをさせていただきます。

10 月 10 日に、本当に 1 時間以上にわたってこの件について、自分なりに丁寧に御説明をさせていただいたつもりでございます。それ以前にも新湯治・ウェルネスの基本コンセプトについて、一体新湯治とは何か、ウェルネスとは何かということで、市民の皆さん方にひとまもり・まちまもり協議会等を通じて説明をしてきましたけれども、そのときの感想もそうですし、今もそうなんです、もう分かっている方は分かっている。分からない方はいまだに分からないという、こういう状況なのかなと。ただ、説明をさせていただくと、議員おっしゃるように、あ、なるほど、そういうことをしたいんですかということが分かっていただけということなんですけれども、なかなかやっぱり難しい。言葉が難しいのか、やってることはそんなに困難なことではないんで、引き続き市民の皆さん方にも、お会いするごとにいろいろ御説明をさせていただきますけれども、やはり私の周りの方々は、基本的には興味がある方々で、かねてから賛成の方々が多いので、かなり期待してますという声が非常に多いと。

ただ一方、多くの方から、私自身ではないですけどこういう意見を聞いたというのは、先ほど議員がおっしゃるとおり、ブルーグリーン構想の延長じゃないかとか、温泉枯渇の問題とか、そういったことは相変わらずやっぱり御懸念としてあるのかなと。そういう声は直接ではありませんが、間接的には入ってくるということではないかなというふうに思っ

ております。

プレーヤーのことについては、やはり一番は先ほど安部議員さんからお話もありましたように、これは市民の皆さん方、あるいは事業者の皆さん方がしっかり潤っていただくためにやることなので、まずはプレーヤーの皆さん方という言い方をしたのは、2つのプレーヤーという意味合いがあって、全く新しく事業に参画をしていただくプレーヤーの方々、このプレーヤーの方々にはやはりしっかりした財源であるとか、一緒にやっていたくために、しっかりしたものがそこにあるのかということは、これ大事なことだというふうに思って、今から基本計画がつくられるわけでありますけれども、今鋭意そういう方々とも折衝を行っているという段階でありまして、私個人的にはすごくいい感触ではないかなというふうに思っています。

一方、市内のプレーヤーという目で見ると、関係団体といいますか商工会議所、旅館ホテル組合の皆さん方の中にも、この新湯治・ウェルネスについて随分深く理解をしていたいている方々も増えてきているなど。積極的に、これは市内の事業者の皆さん方のためにこそやる事業だというふうに思っていますので、そういう皆様方の理解も徐々に深まってきたというふうに思います。

保険適用に関しては、昨日も実はちょっとその件で話しに行ってきましたけれども、相変わらず壁は高いですね。壁が高いので、とはいいいながら、国家戦略特区等をできたら活用させていただきながら、それによってどれだけ市民の皆さん方が健康になって、医療費が削減できるかみたいなところでしっかりと効果検証させていただきたいということを、今もなお折衝中でございますので、これについても何とか基本計画が出来上がるという、そのことを待たずにずっと継続をして、協議を引き続いてやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○25番（泉 武弘） もう一点だけ、関連してお聞きします。

一番大事なことは、経済界全体が潤うような長期滞在型の観光システムをつくっていくということなんですね。そこで一番肝腎の観光関連産業、それから商工会議所、ここの皆さん方が、この問題にどう理解を示して、どういうふうに一体となって進めていくのか、それとまた産官学の学の部分ですね、こちらについて、市長は今日までどのような感触を持っていますか。

○市長（長野恭紘） お答えいたします。

まさにこれは、先ほど申し上げたとおり、ここの拠点施設、いわゆるラボ機能を踏まえた1か所で何かもうけようというようなものではなくて、あくまでも今のままの観光の形では、もう先行きがもう詰まってくるというのはもう目に見えているわけなので、何とか宿泊日数を稼ぐ、観光を高付加価値化する、そのために学校もたびスタを開始して、日本の観光の形を変えるための教育分野においての休み方というものについても実行していると、こういうことも踏まえて、非常に観光事業者の皆さん方の中には、やはりこれ以上そういう新湯治・ウェルネスということをやっていく必要があるのかと言われる方も、今もいらっしゃるかもしれませんが、やはりそういう中にも、将来に危機感を持っていらっしゃる方々いらっしゃいますので、そういう方々とまずはしっかりと意思の共有をして、こういう世界を別府で100年後にも安心して観光が発展する、市民サービスが充実するという世界観をつくっていききたいということで、ずっとこの間も訴えをさせていただきました。随分広がってきたんではないかというふうには思っていますけれども、さらなるやはりバックアップはいただいて、本当に官民挙げて、これは別府市でやっていかないと、日本の観光も駄目ですし、別府観光ができなければ日本の観光よくなるわけないという、そういうつもりでやっておりますので、しっかりこれは市内事業者の皆さんと一体となって進めていきたいというふうに思っておりますので、我々にできる努力は引き続きこれから

も続けていきたいというふうに思っております。

あとは学のところは、九州大学さんを中心に、研究機関もかなり興味を持っていただいております。問題は、学の皆さん方を中心としたデータのストックをしっかりと、これからラボ機能は施設ができる前段階でもできると思いますので、それはしっかり学を中心に、九州大学さんを中心としたデータのストックと、それをどう活用するかというところを解析分析してどう活用するかということ、今の段階からもそれは進めていっているということでございますので、これは先行して進めていけるということで、しっかりとこれは皆さん方に見える化して、旅行商品等の形として見えるようなものをつくっていききたいなというふうに思っております。

- 25 番（泉 武弘） 前回、新湯治について一般質問でやらせていただきました。そのときの自分の地域を振り返ってみると、まさに浅学であったな、あさはかであったなという気がいたします。

それから、新湯治に関するいろいろな資料を読み解いていく中に、別府観光のこれからを見たときに、市が発行している資料の中にも、日本人の減少で観光客も減少するんですよと、こういうようなことが書かれています。それもさることながら、いわゆる観光地間の競争に勝っていく、それは都市としての付加価値をつける以外ないということなんです。これだけもうはっきりしている。

市長が言ってる、福祉の財源をどう確保するかという、いわゆる財政運営の基本的な問題ですね。これが今 800 億円程度で推移してますけども、これを持続してさらに成長させるというのは、ウェルネス、新湯治以外ないんじゃないかという、私今の時点では本当に強い信念に基づいてるんですね。ただ今後、いろんな課題が出てくると思いますから、そのときはもう遠慮なく指摘をしながら改善を求めて、これ何とか進めていきたいという思いでいます。

そこで、次の未来共創基金についてお尋ねしますけども、この基金の積立金が競輪事業収益から今回も積み立てられますが、この基金残と、今後において新湯治・ウェルネスに対する取崩し相当額の見込みがあれば、この機会に明らかにしてください。

- 財政課長（河野文彦） お答えします。

新湯治・ウェルネス事業の実施に当たりましては、今後基本計画の策定、民間事業者からの提案によりまして全体の事業規模が決まってきますので、現時点におきまして財政負担の総額は定まっておりますが、事業費におきましては国県支出金や地方債を活用するとともに、市の負担部分につきましては、べっぴん未来共創基金を活用する予定としております。

- 25 番（泉 武弘） 上田競輪事業管理者が心静かに平静を装って座ってますけども、考えてみますとこの未来共創基金の原資ですね、競輪の事業収益が大部分を占めているという現状から見たら、ほかの職員の皆さんは気分を害すかもしれませんが、別府市で一番稼ぎ頭は競輪なんです。競輪事業がなければ、ない袖は振れぬということで事業実施もできないんで、そういう意味では近い将来上田管理者の銅像が立つんじゃないだろうかという気さえしてますが、本当に僕はありがたいことだと思ってます。

そして今回、今答弁いただきましたけれども、基金取り崩す充当額、いわゆるウェルネスに対する基金取崩し相当額は、現時点ではまだ固まってないという理解でいいんですか。

- 財政課長（河野文彦） お答えをいたします。

今後の全体の事業規模が決まってくるから固まると、予定をしております。

- 25 番（泉 武弘） 上田競輪事業管理者のウェルネス事業という、今までにない新しい事業の取組をしますから、競輪の収益を上げていただくようお願いしておきます。本当に考えてみましたらね、別府市で稼ぐ、稼ぎ頭なんです。そういう面では本当に、昭和

26年でしたかね、昭和23年か、この自治体協議法の地方に、対象となる別府市が対象となっても、今五百何十億円でしょう、繰越金。これも異常なぐらいのいわゆる別府市の財政に貢献してるわけですね。今後とも、ぜひとも頑張っていただきたいと思います。

さて市長、過ぐる議会において農林水産課、それから建設部の皆さん方の10号台風に対する取組、もう深夜に及んだと、ぜひともねぎらいの言葉をかけていただきたい、また総務部長には健康管理に留意してほしいということを申し上げました。今もって、本当やっぱり農林水産課、それから都市整備課は本当に大変な状況です。本当に心からお礼申し上げたいと思いますが、まず都市整備課にお尋ねしますが、災害復旧について、災害件数、それから被災内容、災害査定の完了予定日、災害復旧工事の完了予定日をどのように考えているか説明してください。

○都市整備課長（川野康治） お答えします。

補正予算の内容につきましては、8月に発生した台風10号の影響により被害を受けた河川護岸や道路のり面の崩壊などの復旧事業を行うものであります。

災害復旧事業の件数につきましては81件で、うち公共災害が30件、比較的小規模な単独災害が51件となっております。

災害査定につきましては、11月中に2回の査定が完了しております。来週12月9日から12月13日の3回目の査定で、完了を予定しております。査定完了後、順次実施設計、工事発注を行っていきます。年明けの工事発注となるため繰越工事等が発生しますが、可能な限り早期復旧を目指して、災害復旧事業を進めてまいりたいと考えております。

○25番（泉 武弘） 農林水産課はどうですか。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えいたします。

今回の台風10号による被害件数につきましては、農地が197か所、水路65か所、林道34か所、農業用施設等（ハウス等）が20か所、合計316か所でございます。地域別では、内成地域73か所、東山地域131か所、古賀原地域42か所、天間地域14か所、内竈地域10か所、その他が12か所となっております。

国の査定につきましては、今回の台風10号は過去に例を見ない規模の災害でございます。本来なら12月中に本査定を行い、その後復旧工事に入るのですが、大分県全体といたしましてもかなりの件数になっておりますので、県と協議を行い、簡素化した設計書を作成し、簡素化査定を12月2日から12月20日までほぼ毎日行う予定となっており、その後1月から順次本査定を行うようになっております。本査定が終了後、復旧工事を行う予定となっており、工事完了につきましては、一日でも早い復旧に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○25番（泉 武弘） 建設部関係は、生活環境整備という視点から言って水路・道路等については早急にできる工事から優先的に着工してほしいと思います。農林水産課については、田繕いをする来年3月頃までに河川取水ができるようにしないと、稲作はできないという問題があるんですね。何とかこれに間に合うようにしてほしいと思ってます。

それから市長ね、今回の浜脇の田の口というところの被害を見ますとね、河内川の護岸が壊れて、河内川の水線を超えてしまって、ハウスに水が浸水してるんですね。ちょっと通常では考えられないような河川災害が実は起きた。これは当初、九州横断自動車道、別府から大分までの道路を造ることによって、こういう弊害が起きるんじゃないかということも多くの方が指摘してました。だからこの異常出水につながったということが言えるんですね。

それで今回浜脇、田の口という、田の口に限定したわけじゃありませんが、浜脇で一番耕作に専念して効果を上げてる方々の水田に被害が及んでるんですね。もし、これが先ほど言いました、田繕いをする頃までに河川取水ができないと、稲作等が始められないとい

うのも、大きな農業耕作者の被害になるんですね。市長、そこらを担当課長から聞取りをして督励をしていただきたい。これだけお願いしております。

以上で終わります。

○13番（森 大輔） 森大輔です。引き続き、議案質疑を行いたいと思います。

この議案質疑を御覧いただいている市民の皆様の中には、議案質疑と一般質問の違いが分かりにくいと思われる方もいるかもしれません。実際、議案質疑は一般質問とは違います。一般質問は、市政が抱える課題や問題について、議員が自身の考え方を行政に提案し、議論を交わす場です。

一方で議案質疑は、行政が提案する特定の事案に対し、議論を交わす場とそのように理解しています。そして、議案質疑の場合、その性質上、行政の税金の使い方が主な議論になる、そのような傾向にある。そのような理解で、私も議案質疑を進めていきたいと思っています。

今回、私が議案質疑をする新湯治・ウェルネス推進に要する経費についても、約2,000万円の税金の使い方に対する質疑です。私の前に既に4名の議員さんが、補正予算について既に質疑されました。なので、私が用意した質疑と重複する質疑については省きたいと思いますが、同時に改めて確認したいこと、また依然として疑問に思うこともありますので、幾つか質問をしたいと思っています。

これまでの議案質疑及び市長提案理由を聞く限り、この約2,000万円の事業は、ウェルネスを推進する温泉拠点施設の設置に向けて、具体的にどのように実現するかを明らかにする計画書をコンサルタント事業者やアドバイザーなどにつくってもらう事業であると理解をしていますが、間違いありませんか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路） お答えいたします。

つくってもらうというよりは、市と協働して報告書を作成する、もしくは基本計画ないし、先ほども答弁させていただきましたけども、これまで得たデータの活用法などにアドバイスをいただくというふうな作業をお願いしたいというふうに考えております。

○13番（森 大輔） つまり、コンサルタント事業者やアドバイザーの方に委託をして、別府市と一緒に、どのように拠点施設を実現していくのかということを明らかにしていく。そういった計画書であるという理解でよろしいですか。

うなずいていただいているので、このままお進めしますが、今回の補正予算の提案を受けて、これまで別府市がウェルネスにかけてきた事業予算を改めて確認をしました。まず、令和4年の9月に、ウェルネスの拠点施設設置の場所を探す事業に900万円、次に、今年の当初予算において、ウェルネスの推進に要する様々な経費に約1億円、そして今回のウェルネス拠点施設設置に向けた基本計画の策定費用、これに約2,000万円となると、私のほうでは理解をしています。

今回の補正予算について、市民の方から次のような疑問を聞くことができました。ウェルネスの拠点施設設置に向けた計画書の策定、これはコンサルタント事業者に頼まないといけないことなのか、という市民の方からのお尋ねでした。この疑問を伺い、私も改めてこの点について考えるきっかけをいただきました。

別府市は数年前より機構改革を行い、新湯治・ウェルネス推進室というウェルネスだけを扱う新しい部署を設立しました。ここでは、別府市役所の職員の中から精鋭の優秀な職員の皆さんが、日夜ウェルネスのことについて専念して取り組める体制にあると思います。そのような意味で言えば、もう今や、ウェルネスの専門知識もかなり整ってきているのではないかと期待をしています。そういう意味で、ウェルネス推進室の皆さんが中心となって、市民の方から広く意見交換をされながら、基本計画を自前で作成することもできるのではないかと考えますが、コンサルタント事業者の基本計画の策定を委託しないといけな

い理由について、別府市はどのように考えてますか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路） お答えをさせていただきます。

まず、私どもはこれまで啓発事業をはじめ、広報や様々な対応を推進室のほうでしております。今回の予算計上させていただいております基本計画の策定の内容から、関連資料の検索及び収集、民間事業経営、資金調達等に関する知見、関連法や規制に係るリーガルチェックなど、総合的な専門知識を有するコンサルタント会社に業務を委託し、市と協働して作業を行うほうが、基本計画策定に係る作業効率及び作業時間の短縮が図られ、事業の効率、リスクチェックなども図るメリットがあると考えたとともに、市役所がいわゆる庁外の第三者の考察・目線を入れることにより、幅広くより適切な調査や比較検討が行われるものと考えております。

○13番（森 大輔） では別の観点から、なぜ基本計画の策定をコンサルタント事業者に委託しないといけなにかについて質問します。このウェルネスの温泉拠点施設の設置という性質上、これから恐らくですが、民間事業者の参入なしでは実現ができないと、そのように考えています。そうすると、場合によっては、基本計画を策定したところで、民間事業者の事情や、または市民の皆さんの御意見によって、その基本計画、そのとおりにはいかないことも想定される、そのように考えてます。

そういったことも想定されますが、それでもコンサルタント事業者に約2,000万円払って基本計画の策定をしてもらう、その意義について、別府市改めてどのように考えていますか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路） お答えいたします。

まず、一般的に基本計画とは、建物を建てるための最初の段階で、建物の全体像を表すプロセスの一つであります。今回の基本計画の中でも検討いたしますが、建物の規模、配置機能など建物の基本的な部分を表す計画でございます。特に、今回予算計上させていただいております「研究・実践拠点施設基本計画」策定業務につきましては、新湯治・ウェルネス事業の中心となる「研究・実践拠点施設基本計画」等の策定を行うこととしており、その内容につきましては、施設のコンセプト、規模、機能や配置など検討を行い、施設や計画を形づくり、あわせて事業手法の検討において、民間事業者を選定するための前段階としての市場調査（サウンディング）の実施により事業手法の検討を行い、報告書と計画の策定ということを考えております。

○13番（森 大輔） では次に、委託料の積算根拠、そして事業者の選定について聞きます。委託料の価格については、事業の内容や策定に要する人的要因、また時間的要因によって上下することがあると思いますので、一概に委託料については高いとか安いとか、私は断言はできません。しかし、別府市がコンサルタント事業者やアドバイザーなどに支払う委託料の価格もしくは謝礼金、これを約2,000万円計上した、その積算根拠は何ですか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路） まず、基本計画の策定業務のほうから御説明いたします。この委託料の積算につきましては、まず国土交通省から示されております設計業務委託等の技術者単価を用いまして、施設のコンセプト、規模機能や配置などの検討、市場調査の実施、事業手法の検討といった各業務の標準的な工程、スケジュールなどを勘案し、必要な技術者数を見込み積算をしております。この積算につきましては適切だと思っております。

もう一つ、アドバイザーの謝礼金につきましては、アドバイザーにつきましてはおおむね10名以内を想定しております。そのうち10名以内についての、今年の3月まで3回の会議を予定しておりますので、人役で言えば約30人分ということでございます。それに、アドバイザーが市内からとは限りませんので、一応東京、大阪、福岡からの旅費、会議の3回分ということを含わせて積算の内容に織り込んでおります。

○13番（森 大輔）では、そのコンサルタント事業者、もしくはアドバイザー、どのように選定をされますか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路）お答えさせていただきます。

まだ議決の前で決定ではございませんけども、地方自治法等関係法令の該当に基づいて、適切に執行したいというふうに考えております。

○13番（森 大輔）その点についてはそういった答弁、それ以上の答弁はいただけない、今の時点ではいただけないということです。今後の進捗については、その議決の後にどのようなのか注視をさせていただきたいと、そのように考えますが。

では、その基本計画策定とする、その基本計画の中身、内容について、改めて質問、質疑させていただきますが、この基本計画策定によって、具体的にウェルネスの拠点施設設置に関わるどのようなことが明らかになりますか。例えば、施設の規模・内容・機能、そして宿泊施設は併設するのか、そのようなことは明らかになりますか。また、施設の設置、維持管理運営のやり方はどうするのか。つまり、別府市がするのか、民間事業者がするのか明らかになりますか。

そして、周辺のインフラや環境整備、これはどのようにするのか。またどこまでするのか。別府市がするのか、民間事業者がするのか明らかになりますか。

最後に、温泉は具体的にどの辺りからどのように確保するのか、そのようなこと、明らかになりますか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路）お答えいたします。

先ほどの答弁と重なりますけども、まず基本計画というのは、建物を建てるための最初の段階の全体像を表すプロセス、いわゆるスタートの計画でございます。先ほども御答弁いたしました、その内容につきましては施設のコンセプト、規模・機能や配置などの形づくり、事業手法の検討、サウンディングを行うということでございますので、今議員が言われました宿泊施設であるとか、インフラであるとか温泉をどこからというところのことは、この計画には盛り込まれておりません。

○13番（森 大輔）今、私が聞いたことは、恐らくですが市民の方、また関係する方々が一番心配してるというか、興味を持っているというか、そういった点になろうかと思えます。また、今私が申し上げたこと以外にも、そういった点があろうかと思いますが、そういった点がこの基本計画策定によって十分に明らかにならないんだとすれば、どの時点でそういったことが私ども議論ができるのか、ちょっと悩むところなんです。

というのが報道、新聞報道等では、このようになるのではないのかというような話も幾つか見聞きすることがあります。例えばですが、一番ブルーラグーンのときに心配をされてた温泉の確保のことで言えば、新聞等の話によれば、温泉は付近の源泉から給湯管をつなぎ引き湯を採用する、そのような話も見聞きします。そういったことが、この基本計画策定によって具体的に明らかにならないという、先ほどの答弁でよろしいんですね。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路）お答えをさせていただきます。

議員のお話を伺う際に、今回の基本計画と、その後においての動きってのはある程度御説明させていただいたと思うんですけども、今回の基本計画、これまた重ねてになりますけども、規模や配置、それと事業手法やサウンディングを行うように計画をしております。事業手法が、例えば公募が望ましいということであれば、そこから事業者を選ぶ公募の準備をしていくということですので、まだインフラでありますとかお湯をどうこうすることは、それから先の話ですので、そこは御理解いただきたいというふうに思っております。

○13番（森 大輔）では、最後に質問します。この基本計画策定に当たり、今後どのように市民の意見を取り入れていきますか。

○市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（松川幸路）お答えをさせていただきます。

10月10日の記者発表以後、市民フォーラムをそのとき開設させていただきました。約300人以上参加をしていただいて、10月10日の発表等をさせていただきました。また、私ども令和5年度から6年度にかけまして、市内10か所以上で懇談会も開催させていただいておりますけども、今後におきましても機会あるごとに市民の皆様に御意見なり御説明をしていきたいというふうに考えております。

- 13番（森 大輔） 以上が私の議案質疑になりますが、このウェルネスツーリズムの考え方については賛同する点もあります。ただ、ウェルネスの拠点施設の設置については、引き続きどのような内容になっていくのか、これについては注視をしていきたいとそうようにお伝えをして、改めて一般質問等で今後の議論をさせていただきたいと思います。

私の議案質疑を終わります。

- 9番（美馬恭子） 議案質疑、最後になりました。各議員の方々が私の出しています質疑に関しても随分話をされましたので、頭の中にあったクエスチョンマーク、随分理解ができたと思いますが、1つだけお聞きしたいことがあります。何回も読み、何回も考えましたけれども、なかなか私の頭では理解できないので、もう少し詳しく説明していただきたいかなというふうに考えます。

市長提案理由の中に、市長が随分10月の新湯治・ウェルネス事業に向けての話をされました。これに関しては私もとてもよく分かりましたし、本当にそのとおりだなというふうに感じました。私の周りでも、こういうふうな形で別府の観光を広げていくことはとても大事だし、それに市長がそういうふうに考えているのであれば、そのことを応援するのもやぶさかではないと、しっかりと話を聞いていきたいという意見もかなり聞きました。

しかし、私の中のクエスチョンマークは、市長が言われたこの中身が、イメージ図というふうには言われましたけれども、10月に発表された図、それから11月に市報にも載っていましたが、あの図を見ますと、あれが頭の中にインプットされるわけですね。そうすると、何か市長がしっかりと言われた中身がどうしてもそっちのほうに移行してしまうんですね。どういうふうな考え方でそういうふうに移行すればいいのか、またあれだけ見ていると今、基本計画ではまだ中身がしっかりと定まらないうおっしゃいましたけれども、どういうふうな考え方でその施設というものを考えていいのかがちょっと理解できないので、できればもう少し安易な言葉で、分かるように説明していただければなというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

- 市長（長野恭紘） では、私からお答えさせていただきたいと思います。

また、言うことがなかなか伝わらなければまた質問していただきたいと思います。基本的になぜこの新湯治・ウェルネスをやるかというのは、今の観光は別府の観光だけじゃなくて、日本の観光自体がもう稼げていないと。成長産業になるのは、やはりインバウンドをはじめ観光産業というところは、もうこれは国を挙げてやっているの、これは間違いないことだというふうに思っています。これから社会保障費が伸びていくと、その社会保障費を抑制をすることが、この新湯治・ウェルネスによってまず一つ図られるということですね、健康になっていただくと。この拠点施設でやっていることを、市内のデータをそれぞれの旅館・ホテルさんや飲食店の方々にお渡しします。例えば男性の50代のこういう体質の人なら、あなたにはこの温泉が合うし、この食べ物が合うし、こういう過ごし方が合いますよということを、得られた我々が持っているデータを自分たちでずっと持っているだけではなくて、例えば腸内細菌のデータとか、いわゆるポーラさんとかアサヒ飲料さんと一緒に取ったデータを市内のホテルや旅館や、いわゆる事業者の人たちにお渡しします。その拠点で一番やりたいことは、ラボ機能ですね。研究・実践拠点でそのデータをつくるという拠点を今からつくるということですね。そのデータを市内の皆さん方に配って、それぞれの宿泊施設や市内の飲食店でもいろいろと、一人一人に個別最適化

された、自分自身に合った滞在の仕方、温泉の入り方、食べ物というようなことをそれぞれでやっていただくと。

ただ、圧倒的なラグジュアリー層、例えば1泊100万円使っていいよという方々も、日本はおろか世界中たくさんいらっしゃるんですね。そこをターゲットにしていくというのは、これからの別府や世界中、日本の観光が目指す上で非常に重要なことだというふうに思っています。20万円ぐらいまでの宿泊を伴う観光であれば、今別府にあるんですね。だけれども、それ以上の観光ということになると、なかなか実現できていないと。だからこそ、当然泊数も伸びていけないので、とにかく泊数を伸ばしていけば滞在日数が増えますから、その別府での滞在期間が延びる、滞在期間が延びるということは、その中でお土産買ったり御飯食べたり、いろいろとお金を使っただく日数を増やしていくと、そういうことでより稼いでいく観光地を目指していくということ。これは分かっていただけだと思うんですね。

話を元に戻しますが、そういうことによって市民の皆さん方が施設を使う、そういう様々なデータを使うことで健康になっていく、これで社会保障費が抑制されるというのが、これまず第一のメリットですね。今申し上げた、観光で稼いで福祉に回す、これずっと私言い続けてきましたけれども、稼がないとやはり福祉に回すことできませんので、そういうことで、抑制の効果と稼いでいってさらに皆さん方、市民の皆さん方の福祉に回していくという、この2つの効果があるということで、この新湯治・ウェルネスは進めていくべきだというふうに思っていました。

それぞれの市内のいろいろな飲食店とか旅館・ホテルとか、温浴施設はたくさんあります。別府はもう本当にたくさんあると思います。ですけれども、さっき言ったラボ機能、データを解析したり、皆さんにお渡ししたり、個別最適化したデータをそれぞれにお渡しするという機能が別府にはないので、それを扇山にまずつくろうということですね。その扇山につくるのに、拠点機能、いわゆるデータをストックする機能だけであれば、なかなかこれ単体ではもうからないというか、これ単体だけではすごく、何ていうか、ラグジュアリー層は要は1か所で全部済ませたいって方が非常に多いので、それに加えて、いわゆる民間の皆さん方が提案するゾーンがあったりとか、そこで温泉に直に入ったりする機能も併せて全部つくっていききたいなというふうに思っているということで、その中身の機能については、ラボ機能以外のところはテルマスの要素と、ゲストの皆さん方が温浴施設に入る機能と、あとはどういう機能が考えられるのかなということを、これから基本計画の中で考えていくと、ざっくり言うところということになるというふうに思います。

もし何か、御不明な点があればお願いします。

○9番（美馬恭子） 今の市長の説明が、私の頭の中では、ああ、そうなんやなというのが理解は少しできました。

ただ、こういうふうな形で市長が発信をされていくことが議会の中でも大切ではないかなというふうには思っています。ぜひ、市長の思いを、いろんなところで発信されてはいるでしょうけれども、議会に相對したときに、やはり分かりやすくもう少し説明していただければ、そこでもう少し突っ込んで話ができたり、私たちはこういうふうに思いますという議論がかみ合っていくのではないかなというふうにも考えています。基本的にはどういうふうな形になるのか、基本計画を見て、その後またいろいろお話をしていきたいと思いますが、今回これだけ関心を持たれてこれだけ議案質疑が多かった中身ですので、私としましてもいろいろ話が聞けて、それなりに次に進んでいけるのかなというふうには考えていますので、ぜひ、また議会を通して学習会の中場でもいいですので、もう少し分かりやすく説明をしていただければ、私たちもそれに基づいてもう少しいろんな面で学習できるのではないかなと、そしてそれが発信していけるのではないかなというふうに今感じま

した。市長からの答弁ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（加藤信康） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。

明日 7 日から 9 日までの 3 日間は、休日及び委員会審査のため本会議を休会とし、次の本会議は 10 日定刻から開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 34 分 散会